

協会けんぽ加入の皆様へ

保険証・資格確認書が使用 できるのは

退職日まで です。

健康保険
被保険者証

全国健康保険協会大阪支部

健康保険
資格確認書

全国健康保険協会大阪支部



退職後は、保険証・資格確認書を
事業所担当者へすみやかに返却ください。

ご家族(被扶養者)がいる場合、ご家族の保険証・資格確認書も一緒に返却をお願いします。

よくある間違い

- 引き続き他の健康保険(国民健康保険や健康保険組合など)に加入したので使えるだろう。
- 月の途中の退職だから月末までは使えるだろう。

退職後、 保険証・資格確認書 を使うと…

後日、協会けんぽが負担した医療費(7~8割分)を返還していただくことになります。

2024年12月2日以降、保険証の**新規発行はされません**。但し、現在お持ちの保険証は退職等で資格喪失にならない限り、**2025年12月1日まで**使用できます。



退職後の健康保険について(ご案内)

退職後は**ご自身で**健康保険への
加入手続きが必要です

Q1 退職後の健康保険には
どのような種類がありますか？

A1 国民健康保険、協会けんぽの任意継続、ご家族の健康保険(被扶養者)があります。
それぞれの手続き先と加入条件をご確認ください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住いの市区町村	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住いの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください。	退職日までに被保険者 期間が継続して 2か月以上 あること。 退職日の翌日から 20日以内 に加入手続きを すること。 (郵送の場合は必着です)	ご家族が加入している 健康保険の扶養の条件を 満たす必要があります。 詳細は、ご家族の勤務先に お問い合わせください。

Q2 国民健康保険と協会けんぽの任意継続では、
どちらの保険料が安いのですか？

A2 保険料の算出方法が異なります。
必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。



加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続
保険料の算出方法	前年の所得や世帯人数 などに応じて決定され、 毎年見直しが行われます。 保険料の減免制度があり ます。 ※倒産、解雇、雇い止めなど により離職した場合は、 保険料が減免されること があります。	退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 退職時の 標準報酬月額 </div> \times <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> お住まいの 都道府県保険料率 <small>(変更となる場合があります)</small> </div> $=$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 1か月分の 保険料 <small>(上限があります)</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●退職後は事業主負担分も負担することとなりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。 ●40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 ●保険料は原則2年間変わりません。(保険料率の変更等を除きます)

※ご家族の勤務先の健康保険(被扶養者)に加入した場合、保険料の負担は原則ありません。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 大阪支部 Tel.06-7711-3570 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝及び年末年始を除く)

協会けんぽ大阪

検索